

運動の重点

- ① 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）



湖国から
広げてつなごう
無事故の輪

滋賀の道
互いを気遣う
ゆずり愛

ぎむ化だよ
自転車ほけん
おやくそく

令和3年度滋賀県交通安全スローガン

令和3年4月6日(火)～4月15日(木)

春の全国交通安全運動

4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課交通安全対策室 TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全

検索

と、検索してください。

4月10日(土)は

「交通事故死



を目指す日」です

子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

令和2年中の県内における歩行者の交通事故死者数は11人で、その内、**子ども(中学生以下)が2人、高齢者(65歳以上)が6人**となっています。



★ドライバーの皆さんは★

車を運転中に子どもや高齢者、障害者を見かけたら、一時停止や減速するなどして、その行動に十分注意して運転しましょう。

子どもや高齢者、障害者に対する**思いやり**の運転が大切です。

★歩行者の皆さんは★

道路を横断するときは、信号の遵守や左右の安全確認など、**交通ルールを守りましょう**。また、夜間は、**明るい色の服装**や**反射材用品**を着用しましょう。

自転車の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



自転車は、車道が原則

普通自転車が歩道を通行できる場合

- ・道路標識、標示により通行できるとされている場合
- ・幼児、児童(13歳未満)、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合
- ・道路工事等のため車道の左端の通行が困難なとき
- ・著しく自動車等の交通量が多く、車道幅が狭いため、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合

自転車は、「車両」です!!

歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

令和2年中の県内の交通事故死者数の内、人対車両で9人、自転車対車両で4人の方が亡くなっています。**ドライバーの皆さんは、歩行者や自転車利用者への思いやりの気持ち**を忘れず、交通ルール・マナーをしっかり守り、安全運転に努めましょう。

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底!!

令和2年中の自動車乗車中(特殊車を除く)の死者20人のうち、**シートベルト非着用は9人**で、このうちシートベルトを着用していれば**助かった可能性がある方は6人**でした。ドライバーはもちろん、同乗される方も必ずシートベルト、チャイルドシートを着用しましょう。

「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちを忘れず、安全運転意識の向上を!!



横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況について、令和2年にJAFが調査した結果、全国平均21.3%に対して、**滋賀県は18.7%**でした。

★ドライバーの皆さんは★

信号機のない横断歩道の手前には、「**横断歩道あり**」の道路標識や路面標示(ダイヤマーク)が設置されています。横断歩道に近づいているときは付近の安全確認をして、**歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止**して、歩行者や自転車に道をゆずりましょう。

★歩行者の皆さんは★

横断歩道が近くにあるところでは、その**横断歩道で横断**しましょう。また、道路を横断するときは、左右の安全確認をして、車が停止してから横断しましょう。



「交通事故のない安全・安心な滋賀」

道路を利用するすべての方が「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちを持って行動しましょう!